伊佐市高齢者福祉サービスのお知らせ

次のような高齢者サービスを実施しています。希望する人は早めに申請してください。(家族の人や代理の人でも申請できます。)自分で申請が出来ない人は、民生委員・自治会長・福祉協力員にご相談ください。

	サービス名	対象者	内容	利用者の負担	手続き
1	福祉タクシー 利用券	令和元年度中に75歳以上になる高齢者(昭和20年3月31日生まで) 身体障害者手帳(1・2級) 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳	通院、買物、公共施設 等の利用に使える1枚 500円のタクシー利用券 を年24枚発行 (1回に3枚まで使用可)	タクシー料金から 助成額を差し引い た額	
2		令和元年度中に70歳以上になる高齢者(昭和25年3月31日生まで)で、医療給付の対象とならない「はり・きゅう施術」を受ける人	 1枚500円の受診券を年 20枚発行	1回当たり500円の 助成額を差し引い た額	・免許証・保険証な ど受給者の身分 を証明できるもの
3	総合保健福祉 センター (まごし温泉) 利用証	70歳以上の高齢者 身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳	まごし館の温泉浴室等 の使用料の減額	1回当たり 150円	長寿介護課 (大口庁舎) 長寿介護課分室 (菱刈庁舎)
4	寝具乾燥 サービス	市内に住所のある在宅の65歳以上の 寝たきり高齢者(要介護認定4以上) 及び身体障害者手帳(1・2級)所持者 で寝たきりの方	団、毛布)の洗濯・乾		(変列月音)
5	長寿祝金支給	令和元年度中に 88歳(昭和6年4月1日~ 昭和7年3月31日生)になる人 100歳(大正8年4月1日~ 大正9年3月31日生)になる人	・1万円と記念写真 (88歳) ・8万円(100歳)	-	市から支給対象者へ通知 (7月ごろ)
6	老人介護手当 支給	65歳以上の要介護認定4以上の人 を、6か月以上同居またはこれに準 ずる状態で在宅にて介護している介 護者	支給決定した翌月分から対象となる月に1万円を支給する (年2回支給)	I	
7	徘徊高齢者 対策	徘徊のみられる認知症高齢者又はそ の高齢者を介護している家族等	徘徊探知機の機器購入 等に要する初期費用を 助成	助成額(上限1万円) を超える額	必要な物
8	生活支援サービス	65歳以上の要介護認定を受けていない高齢者で、病中病後など一時的に支援を必要とする人	家事・買物などの生活 支援サービス費用の一 部を助成 (支援員を派 遣)	1時間当たり 100円 (1日2時間以内で5 日間が限度)	·印鑑 長寿介護課
9	理髪サービス	市内に住所のある在宅の65歳以上の 寝たきり高齢者(要介護認定4以上) 及び身体障害者手帳(1・2級)所持者 で寝たきりの方	理髪業者が居宅におい て理髪を行います (年4回まで)	1回当たり 400円	(大口庁舎) (大口庁舎) 長寿介護課分室 (菱刈庁舎)
10	日常生活用具 給付	65歳以上の非課税世帯であって、心 身機能の低下に伴い防火等の配慮が 必要なひとり暮らしの高齢者等	電磁による調理器であって、設置に工事を 伴わない卓上の一口コンロの支給	無料	
11	緊急医療 情報キット	・災害時要援護者台帳登録者 ・ひとり暮らしの65歳以上の高齢者 ・65歳以上の高齢者のみの世帯に属 する人	情報シートにかかりつ け医療機関・持病入し 薬などの情報を記入し て自宅の冷蔵庫に保管 し、救急や災害時に、 救急隊等に医療情報を 提供する	無料	
12	緊急通報装置 設置	65歳以上の高齢者のみの世帯及び身 体障がい者のみの世帯	自宅の電話に通報装置 を設置し、協力者へ緊 急時に連絡できる体制 を作る	使用電話回線の基本料金及び通話料・破損修理代金 ※設置については 市で行います。	⊲緊急通報装置は、協力者(2人以上)の同意書も必要